

(平成21年9月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年1月から50年3月まで

国民年金の制度があることは知っていたが、婚姻後は、子育てや自営業に忙しく、国民年金の加入手続をしていなかったものの、昭和49年1月に加入後は、もし未納期間が分かれば、私の性格から遅れながらも納付しているはずである。

転居を何度かしており、国民年金保険料を納付したことを証明するものは何も無いが、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、すべて国民年金保険料を納付しており、納付意識が高かったものと考えられ、また、将来のことを考えて国民年金の加入手続をしたと供述していることから、加入手続を行いながら、加入当初の国民年金保険料の納付を行わなかったとは考え難い。

さらに、社会保険庁のオンライン記録及びA町の国民年金被保険者名簿では申立期間が未納とされているが、このうち、昭和49年4月から同年6月までの期間が、B市の国民年金被保険者名簿では納付済みとなっているほか、A町の国民年金被保険者名簿では納付済みとなっている平成2年4月から同年7月までの期間が、B市の国民年金被保険者名簿では申請免除となっているなど、行政機関の記録管理に不整合がみられ、当時の行政側に不適切な事務処理があったことが推認される。

加えて、申立人は、現在所持するオレンジ色の年金手帳以外に、ウグイス色（草色）の国民年金手帳を所持していたことがあるとしており、これは申立期間当初に発行していた手帳の色と合致している。その上、国民年金保険料を納付すると、納付月欄に丸い日付の入ったスタンプを押印されていたよ

うに思うと供述しているとおりに、申立期間当時、申立人が居住していたB市の旧市内では、昭和49年7月まで印紙による納付を実施しており、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 701

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年5月から50年3月までの期間及び53年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年5月から50年3月まで
② 昭和53年10月から同年12月まで
③ 昭和58年3月から同年5月まで

私は、昭和49年4月に結婚したことに伴い働いていた会社を退職し、厚生年金保険から国民年金への切替手続をA市のB区役所で行った。その後、国民年金保険料は、私が夫婦二人分を郵便局や銀行、時には区役所に納付書を持って行き納付していた。また、集金人に保険料を払ったこともある。しかし、申立期間①及び②の保険料が未納とされており納得できない。

私は、昭和58年3月に再婚し、C市に転居した。同月中にD区役所に行き、長男の小学校転入の手続と併せて私の国民年金の加入手続をしたはずであり、保険料は、私が郵便局又は銀行に納付書を持って行き納付していた。しかし、申立期間③が未加入期間とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和49年4月に結婚したことに伴い会社を退職し、厚生年金保険から国民年金への切替手続をA市のB区役所で行ったと申し立てているが、申立人が保管している国民年金手帳（昭和46年4月5日にE県において発行）を見ると、手帳発行後初めての住所変更及び姓の変更の日付が共に50年8月9日とされており、変更後の住所がA市D区ではなく、同市F区（B区の次に移り住んだ所）とされていることなどから、申立人が国民年金への切替手続を行った時期は、結婚直後ではなく、同年8月ごろと推認でき、申立内容と符合しない。

しかしながら、申立人が自分の保険料と一緒に納付したとする申立人の元夫は、申立期間①のうち昭和50年2月及び同年3月の保険料が納付済みとなっており、国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から50年7月か8月ごろに国民年金加入手続を行ったと推認できることから、当該月の保険料は過年度納付されたものと考えられる。

また、申立人は、昭和 49 年 5 月 1 日にさかのぼって資格を取得しており、51 年 7 月までは申立期間①の保険料を過年度納付することが可能であった上に、昭和 50 年度から 52 年度までの保険料を完納していることから、その元夫の保険料を過年度納付し、自分の申立期間①の保険料を過年度納付しなかったと考えるのは不自然である。

2 申立人は、申立期間②当時、自分と元夫の保険料を一緒に納付していたとしており、その元夫の申立期間②の保険料は納付済みとなっている。

また、A 市が保管する国民年金保険料納付記録に係るマイクロフィルムにより、昭和 53 年度及び 54 年度における申立人とその元夫の保険料の納付年月日はおおむね一致していることが確認でき、申立人が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立内容と符合する。

3 申立人は、昭和 58 年 3 月に C 市 D 区役所において国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、C 市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿、社会保険事務所が保管する申立人に係る特殊台帳及び申立人が所持する国民年金手帳を見ると、いずれも申立人は 58 年 6 月 30 日に任意の資格で国民年金被保険者資格を再取得していることが確認でき、申立期間③は未加入期間となっていることから、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は同年 6 月 30 日であると推認でき、任意加入の場合はさかのぼって資格を取得することができず、保険料を納付することもできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 5 月から 50 年 3 月までの期間及び 53 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成4年6月は32万円、同年7月は28万円、同年8月は30万円、同年9月は36万円、同年10月は30万円、5年2月は36万円、同年3月は32万円、同年4月は28万円、同年5月は32万円、同年6月は30万円、同年7月は26万円、同年9月及び同年10月は32万円、同年12月は34万円、6年1月は36万円、同年2月は38万円、同年3月及び同年4月は32万円、同年5月は30万円、同年6月は38万円、同年7月は36万円、同年8月及び同年10月は30万円に、訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間のうち、平成4年6月から同年10月までの期間、5年2月から同年7月までの期間、同年9月、同年10月、同年12月から6年8月までの期間及び同年10月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月1日から16年5月1日まで
申立期間にA社に勤務していた。

社会保険事務所の記録の標準報酬月額と給与明細書で引かれている厚生年金保険料控除額に差がある。実際は、給与明細書の支給額に相当する保険料が引かれているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、毎年5月から7月までの3か月の平均支給額とその年の10月から適用される社会保険事務所の月額データ（標準報酬月額）が大きく異なるので訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び実際に支給されていたと認められる報酬月額の見合う標準報酬

酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人は、申立期間144か月のうち給与明細書を141か月分所持しており、給与明細書における厚生年金保険料の控除額をみると、平成4年6月から同年10月までの期間、5年2月から同年7月までの期間、同年9月、同年10月、同年12月から6年8月までの期間及び同年10月の23か月分については、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成4年6月は32万円、同年7月は28万円、同年8月は30万円、同年9月は36万円、同年10月は30万円、5年2月は36万円、同年3月は32万円、同年4月は28万円、同年5月は32万円、同年6月は30万円、同年7月は26万円、同年9月及び同年10月は32万円、同年12月は34万円、6年1月は36万円、同年2月は38万円、同年3月及び同年4月は32万円、同年5月は30万円、同年6月は38万円、同年7月は36万円、同年8月及び同年10月は30万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に基づく標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、平成4年11月、5年8月、同年11月、6年9月及び同年11月から16年4月までの期間の118か月分の給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額に基づく保険料額又はそれよりも低い保険料額であることが確認できる。

3 平成4年5月、同年12月及び5年1月の3か月分については、申立人から給与明細書の提出がない上、申立ての事業所も15年4月以前の関係資料は廃棄していることから、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成4年5月、同年11月から5年1月までの期間、同年8月、同年11月、6年9月及び同年11月から16年4月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店（現在は、D支店）における資格取得日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月1日から同年7月1日まで

私は、昭和46年4月1日にA社に入社して以来、平成14年11月30日まで一貫して同社に在籍しているのに、昭和50年4月1日から同年7月1日までの3か月間が厚生年金保険の未加入期間とされている。申立期間はA社C支店へ転勤した時期であり、同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る申立事業所の在籍証明書及び厚生年金保険料控除の証明書並びに申立人に係るE国民健康保険組合の組合加入期間についての回答書から、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、申立人のA社C支店への異動日については、複数の同僚の供述から、昭和50年4月1日と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年7月の社会保険庁のオンライン記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を16万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年2月28日から同年6月1日まで
社会保険庁の記録によると、私がA社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、16万円から9万8,000円に引き下げられている。この記録訂正は事実に相違する不当なものであるので、元の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初16万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった日（平成7年7月1日）の5か月後の平成7年12月4日付けで、同年2月に遡^{そきゅう}及して9万8,000円に訂正されており、また、申立人の同僚29人についても、同年12月4日付けで標準報酬月額が遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た16万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 11 日から 46 年 9 月 21 日まで

A社(B市)を昭和46年9月21日に退職後、同年10月に結婚して他県に住んでいたため脱退手当金を請求したことはない。会社にも脱退手当金の請求手続をしていないことを証明してもらったので、脱退手当金を受給していないことを申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録によると、申立人が退職した前後2年間に退職した女性被保険者(脱退手当金の支給要件を満たす者)63人のうち、脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含め3人と少ない上、申立期間の事業所は、脱退手当金を代理請求したことはないと回答していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、社会保険事務所が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和46年10月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、2回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、最初の被保険者期間を請求しなかったとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から40年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から40年8月まで

国民年金には、結婚した昭和37年11月ごろに加入した。国民年金保険料は、37年11月から40年3月まではA町内会の、同年4月から8月まではB町内会の集金人が毎月自宅に来ていたので、この時に夫婦二人分の保険料を支払っていた。集金人は町内会の当番の人で、毎回の集金は同じ人ではなかった。国民年金保険料は、一人当たり月額100円か150円であった。

夫には申立期間当時の保険料納付記録があるのに、私の国民年金の資格取得日が昭和40年9月となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続は申立人の夫が行ったとしているが、その夫の記憶は定かでなく、申立期間当時の資格取得届の状況は明らかでない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、納付記録のある昭和40年9月以降と推認され、このほか別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である上、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳、C市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所有している国民年金手帳では、いずれも資格取得日は40年9月1日となっており、これらの記録に不整合はみられない。

さらに、申立期間当時、国民年金保険料の集金を行っていたとするA町内会及びB町内会の集金人による集金に関する資料は現存せず、申立人が申立期間当時の集金人による保険料納付を証言してもらえる者として挙げた3人はいずれも申立人と同じ町内会の集金人を通じた保険料納付ではなかったとしている。

加えて、申立人が口頭意見陳述日及びその後には挙げた、申立期間のうち申立人がB町に居住していた当時の同町内会の居住者等4人のうち3人から供述

が得られたが、うち一人は申立期間当時は未成年者で保険料は納付していなかったとしている上、残る二人は、いずれも申立期間当時（申立期間のうち、昭和40年4月から同年8月までの5か月間が対象）、集金に携わり、申立人の保険料を集金していたと供述しているが、二人それぞれが、この同じ期間（5か月間）に町内会の集金人として、重複して携わることは考え難く、その上、この二人の供述は、申立期間直後で保険料が納付済みとなっている昭和40年9月以降の記憶との混同の可能性もあるなど、この二人の記憶は判然としない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 700

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から58年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から58年6月まで
会社を退職する際、職場で国民年金の説明を受け、退職後はこれに加入することになることを知った。母親も国民年金に加入しており、私にも「国がしていることなので、加入しなければいけない。」といつも言っていた。被保険者となった日から、間違いなく国民年金保険料を納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金の加入期間は保険料を完納し、昭和55年1月からは付加保険料を納付しており、納付意識が高かったことはいかざるを得ないものの、申立人は、申立期間当時、国民年金の加入手続や保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続や保険料納付をしたとする申立人の母親も当時の記憶が明らかでなく、申立期間当時の具体的な状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年10月ごろに払い出されたと推認され、その時点で申立期間は時効により保険料を納付できない期間であるほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間は未加入期間であり保険料を納付することはできない。

さらに、昭和60年10月に、それまで厚生年金保険の被保険者であった申立人の父親の死亡に伴い、申立人の母親は国民年金の種別の変更手続を行っていることから、この時期に申立人の国民年金の加入手続も併せて行った可能性も考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 702

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から49年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から49年1月まで

私は、昭和44年6月1日に会社を退職して自営業となったため、直ちに国民年金の加入手続を行い、一度たりとも国民年金保険料を滞納したことはない。当時の国民年金手帳や領収書は現在見当たらないが、A市役所出張所に年4回ぐらい納付書を持参して納付していたし、納付期限が過ぎれば再度納付書が届いたと思う。

区役所、税務署にも出向いて当時の記録等の問い合わせをしたが、保存していないとのことでしたので、申立期間の保険料納付について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出管理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妻と連番で払い出されており、申立人の前後の記号番号の被保険者資格取得日（任意加入者）から、昭和50年1月18日から同年1月23日までの間に払い出されたものと推認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳の発行日の欄に「昭和50年1月18日」の押印があり、申立人の国民年金の加入手続は、同年1月18日に行われたものと推認される上、同年1月15日に資格取得となっていることから、申立期間は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間中の昭和48年6月にA市B町からA市C町に転居しているが、申立人が所持している国民年金手帳（昭和50年1月18日発行）の住所地（C町）と同一の場所であり、申立人がB町に在住していた時に

国民年金手帳記号番号の払出しを受け、適切に住所変更を行った上で、保険料を納付していたとすれば、C町に転居後の50年1月時点で新規に記号番号を払い出すとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法についての記憶があいまいである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から同年8月までの期間、61年1月から同年3月までの期間及び63年12月から平成元年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和55年4月から同年8月まで
②昭和61年1月から同年3月まで
③昭和63年12月から平成元年2月まで

申立期間の国民年金保険料は、夫の分と併せて私が納付していた。

夫の申立期間の保険料については納付したようになっているのに、私の分は未納となっているので、保険料を納付した期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③について申立人の夫は納付済みとなっているとしているところ、申立期間①については、申立人の夫は大半が厚生年金保険の加入期間で、国民年金の期間は1か月と短く未納となっており、かつ、申立期間②及び③については、申立人の夫は同一の期間について、国民年金保険料を納める必要があったが、申立人の夫も未納又は未加入となっており、申立人の主張と相違する。

また、申立人が国民年金保険料を納付したとするA銀行及びB郵便局では、国民年金保険料納付記録の保存年限が経過しており、申立人について、国民年金保険料納付に関する確認ができない。

さらに、申立期間①及び②については、市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿では、未納となっている。

加えて、申立期間③については、市が保管する国民年金被保険者名簿の検認記録によると、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者となっている昭和62年2月から第3号被保険者を表す「C」と記録されており、納付書は発行されていないとみられる上、当該期間は申立人の夫が第2号被保険者（厚生年金保険

などの被用者年金加入者)ではなく、申立人は第3号被保険者(被用者年金加入者の被扶養配偶者)とはならないことから、平成8年2月5日に強制加入者に変更する処理が行われていることが確認でき、変更処理が行われた時点では、時効により保険料を納付することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 704

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月から50年12月まで

申立期間のうち昭和43年9月から47年12月までについては、A社で住み込みで働くようになり、店主が従業員皆に国民年金を納めた方がよいと勧めたので、自治会を通じて国民年金を納めていた。15年ぐらい前に市役所で国民年金の記録を調べてもらった時、一緒に働いていた人たちの記録はあったのに私の記録は見付からなかった。

申立期間のうち昭和47年12月から50年12月までについては、47年10月に結婚し、義母から国民年金を納めているかと聞かれたので、「今までは、お店で納めていました。」と答えたら「今度は町内で納めたら。」と言ってくれ、義母が町内会に納めてくれていた。

引っ越しで書類は残っていないが、申立期間の保険料納付について調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出管理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人の前後の記号番号の被保険者資格取得日（任意加入）から、昭和51年1月ごろに払い出されたものと推認でき、申立人に別の記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が唯一交付を受けたとする年金手帳の資格記録及び市が保管する国民年金被保険者台帳（名簿）では、昭和51年1月16日資格取得となっており、市では申立期間については納付記録等が見当たらないとしている上、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳でも資格取得日が同年1月16日と記載され、50年12月の納付記録欄には「当月まで納付不要」

のゴム印が押されていることから、申立期間は未加入とみられる。

- 2 申立期間のうち昭和43年9月から47年12月までについて、国民年金の加入を勧めた店主は、国民年金に加入しておらず、昭和51年1月に資格を取得した後も未納があることから、店主が従業員に国民年金の加入を勧め、従業員の国民年金保険料をまとめて納付していたとは考え難い。

また、申立人は、国民年金の加入手続を自分でした覚えは無いとしている上、照会を行った当時の同僚二人は、「店主に国民年金の加入を勧められた記憶は無い。保険料は自治会の集金ではなく、個人で直接納付していた。」と回答しており、申立人の主張と相違する。

- 3 申立期間のうち昭和47年12月から50年12月までについて、申立人に国民年金保険料の納付を勧めたとするその義母及び義父は厚生年金保険に加入しており、義父母とも国民年金の保険料は納付していない。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続の記憶が明確でない上、保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の義母も死亡しており、当時の状況を聴取することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から52年3月まで

私は、昭和42年4月ごろにA社を退職後、旧市内に転居し国民年金に加入した。日本人として納税は義務だから国民年金の保険料もすべて払ってきたが、納付書、領収書は毎年度末の支払を済ませるとすべて捨てた。

市役所にも足を運んだが、29年前のあなたの記録は無いとの回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出管理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の記号番号の被保険者資格取得日（任意加入者）から、昭和53年7月ごろに払い出されたものと推認され、申立人に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は年金手帳を2冊所持しており、色は共にオレンジ色で、1冊（国民年金記録があるもの）は、申立人が昭和42年6月にB市役所で加入手続を行った時にもらったものとしているところ、i) オレンジ色の年金手帳が交付され始めたのは49年11月ごろからであること、ii) 当該手帳の最初の住所地の記録がC町になっており、C町に居住していた時期の申立人の記憶（昭和49年ごろと52年ごろ）とも一致していることから、42年6月にもらった年金手帳とする申立人の主張と相違する。

さらに、国民年金保険料の納付については、「B市役所から送られてきた納付書でD銀行に毎月納めた。」と供述しているところ、B市（旧市内）の現年度保険料の納付方法は、昭和49年8月に印紙検認方式から納付書納付方式に変更となっており、申立期間のうち、42年6月から49年7月までは、納付書により金融機関で国民年金保険料を納付することはできない上、B市（旧市内）

の現年度保険料が毎月納付となったのは、54年4月からであり、「毎月納めた。」とする主張とも整合しない。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料額については全く覚えていないとしている上、申立人の旧友は、申立人が国民年金に加入していたこと、納付書に現金を添えてD銀行で保険料を納付していたことなどは記憶しているが、加入手続の時期等詳細については覚えていないとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 7 月 31 日から 28 年ごろまで

私は、昭和 23 年 4 月ごろ、A社に営業員として入社した。入社後、数か月の試用期間を経て、同社B支店C営業所に数か月間勤務した後、同社D支部の支部長として4年ぐらい勤務した。

しかし、私の同社での厚生年金保険加入記録は、昭和 23 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日までの3か月間しか無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社B支店での厚生年金保険加入記録のある同僚は、申立人が同社D支部の支部長として毎週支部長会に出席するためにB支店に来ていた記憶があると供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、申立事業所において営業に携わり、給与形態は基本給に業績給（歩合給）を加えたものであったとしているところ、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和 23 年法律第 127 号）の施行により、生命保険会社に使用され、保険契約者の募集、勧誘に従事する者で常時一定の報酬を受けない者は、昭和 23 年 8 月 1 日以降、厚生年金保険被保険者の適用除外とされることとなった。

また、社会保険事務所が保管するA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、資格取得日が昭和 23 年 7 月 31 日以前の者（146 人）の被保険者記録をみると、申立人を含め 65 人が 23 年 7 月 31 日に被保険者資格を喪失しており、このうち連絡先が判明した 4 人に照会したところ、全員が営業員として勤務したとしており、給与形態について回答のあった 3 人はいずれも基本給（固定給）に業績給（歩合給）を加えたものであったとしている。

以上の事情から、申立事業所は、申立人について、厚生年金保険法の改正により被保険者の適用除外とされたため、昭和 23 年 7 月 31 日付けで被保険者資格の喪失届けを出したと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月30日から26年6月19日まで
私は、昭和21年9月4日から36年9月までA社及びB社に継続して勤務したが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を挟んでA社とB社において厚生年金保険の被保険者記録がある。また、農業会は農業協同組合の前身であり、法人登記簿により、A社は、「農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整備等に関する法律」（昭和22年法律第133号）の施行により昭和23年8月15日に法定解散しており、B社は同年6月19日に設立されていることが確認できることから、申立人は申立期間において、A社及びB社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所であったのは昭和23年4月30日までであり、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは26年6月19日であることから、両事業所とも申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人の同僚13人は、申立人と同様にA社において昭和23年4月30日に被保険者資格を喪失し、B社において26年6月19日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事業は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。